

復興に向けて

平成30年7月豪雨 第1回

平成30年7月豪雨に関する復旧に向けた取り組みや現状、支援制度などを紹介します。

豪雨による災害ごみ 処理が進む

平成30年7月豪雨によりクリーンセンターが被害を受け、可燃ごみや粗大ごみの処理ができなくなりまし
た。そのため、7月8日からききょう緑地、旧成羽高校グラウンド、玉川小学校グラウンドの3カ所で災害ごみの受け入れを始めました。

搬入された家具や土砂などの災害ごみは膨大な量となり、災害の甚大



クリーンセンター(7月7日)



浸水した可燃ごみ投入扉の前

さを物語っていました。災害ごみは近隣他市や兵庫県三木市、三重県伊賀市などで7月9日から随時処分を開始しています。8月31日現在で、排出された廃棄物の量約8000トンに対し約2700トンを処理しました。

災害ごみの受け入れ業務では、猛暑の中、一般のボランティアをはじめ、岡山県・神奈川県やその他自治体職員など計190人に支援をいた



旧成羽高校グラウンド(8月22日)



ききょう緑地(9月10日)

だき対応することができました。

現在、通常の家庭ごみ(可燃ごみ・粗大ごみ)の処理もできないため、新見市、真庭市、津山市、里庄町・笠岡市の組合など6つの施設で処理をお願いしています。

クリーンセンターの復旧は12月末の予定となっています。復旧までしばらくご不便をおかけしますが、ご協力をよろしく願います。

家屋などの解体・撤去・処分に対する補助制度など

公費による被災家屋の撤去

この制度は、被災した家屋(半壊以上)を家屋所有者に代わり市が撤去することで、生活環境の保全と被災者の生活再建支援を図る制度です。解体・撤去は、家屋所有者の申請を受けて市が実施します。家屋所有者が工事にかかる費用を負担することはありません。

※家屋の一部のみを解体・撤去することはできません。付属物のみを解体・撤去することはできません。

申請時に必要なもの ①申請書 ②り災証明書または被災証明書の写し ③建物配置図 ④登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書) ⑤被災状況が分かる写真 ⑥申請者の身分証明書の写し ⑦印鑑

※共有者・相続人がいる場合は所有者の同意書類が必要です。

※抵当権などが設定されている場合は、権利者の同意書類が必要です。

受付期間 平成31年3月29日(金)まで

公費撤去の流れ

①書類準備



②市に申請



③書類審査



④家屋所有者・解体業者・市の3者で現地確認



⑤市が所有者に代わって撤去開始

自費による被災家屋の撤去

被災した家屋(半壊以上)を個人で撤去する場合、所有者が支払った費用のうち市が定めた基準額を上限として償還払います。

対象経費 対象家屋などに係る解体・撤去・処分費用(市が定めた基準額を超える部分は所有者負担)

申請時に必要なもの ①申請書 ②り災証明書または被災証明書の写し ③建物配置図 ④対象家屋などに係る登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書) ⑤見積書 ⑥契約書の写し ⑦領収書の写し ⑧撤去処分の内容が分かる内訳書の写し ⑨施工前、施工中、施工後の状況が分かる写真 ⑩撤去処分に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の写しまたは被災家屋撤去廃棄物搬入書 ⑪口座情報がかかるもの

⑫誓約書 ⑬印鑑

※共有者・相続人がいる場合は所有者の同意書類が必要です。

受付期間 平成31年3月29日(金)まで

り災(被災)証明書について

り災証明書は、災害により被災した住家の「被害の程度」を市が証明するものです。住家以外(倉庫、車庫、車など)の場合は被災証明書を発行します。被災者支援制度などを受ける際に必要となる場合がありますので、申請がまだの人は早めの手続きをお願いします。

必要な書類 ①り災・被災証明交付申請書 ②申請者本人や家族(3親等以内)以外の人が来庁する場合は委任状 ③被害状況が分かる写真(可能な限り) ④来庁者の本人確認書類(免許証など) ⑤来庁者の印鑑

申請受付場所 復興対策課、各地域局または各地域市民センター

平成30年7月豪雨災害義援金

8月末までの義援金の総額は、2億5051万6480円(県からの配分額を含む)となっています。

寄せられた義援金は、住家の被害の程度に応じて被災された皆さんに順次配分しています。引き続き温かいご支援をよろしく願います。

復興対策課 ☎(21)0246

土砂などの撤去に対する補助

家屋に流入または接近した土砂や敷地の崩壊などにより流出した土砂などを除去する費用を補助します。

対象(次の①または②に該当する場合)

①住宅および住宅と同一敷地内にある建物で、日常生活に必要な建物に土砂などが流入または接近し危険であると認められ、土砂などの除去が必要と認められること

②敷地部分の崩壊により住宅および住宅と同一敷地内にある建物が、倒壊または損壊する恐れがあると認められ、土砂などの除去が必要と認められること

※さらなる土砂などの流入、敷地崩壊の恐れがあると認められる場合は、土砂などの除去に急復旧を含むことができます。

補助額 除去費用の50%以内で限度額100万円(世帯の生計中心者が市民税非課税の場合の補助額は除去費の90%以内で限度額は180万円)

復興対策課 ☎(21)0246